

ケアセンターけやき・訪問看護ステーション利用料金一覧表抜粋

【介護保険】

◆利用料金は、記載単価×11.40円となります（利用者負担は1～3割となります）

種別	利用料金	摘要
訪問看護費	(1) 看護師が訪問看護を行った場合 ・所要時間が30分未満の場合 5,370円 (471単位/回) ・所要時間が30分以上1時間未満の場合 9,383円 (823単位/回) ・所要時間が1時間以上1時間30分未満の場合 12,860円 (1,128単位/回) (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合 ・1回あたり 20分 ※摘要の減算で算定した場合 3,261円 (286単位/回) (例) 当ステーションは通常の60分訪問を行なった場合、1日の訪問回数を3回分(20分×3回)と考える。 265単位(294単位×0.9)×3回分 - 24単位 = 771円/日 771×11.40円 = 8,790円/日 よって、訪問1日分あたり上記の計算となる。 1回の訪問時間を60分とした場合、週2日までの利用が可能。	・額は左記単価に11.40を乗じた額のうち、利用者負担割合に応じた額(1割もしくは3割)が自己負担となる(各種加算もこれに準ずる)。但し(1)を准看護師が行った場合は各単位数の90%で算定する。 ・1週間に6回を限度に算定する。 ・1日に3回以上訪問看護を行なう場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。 ・居宅サービス計画に基づき算定。 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合、1回につき8単位を減算。
介護予防訪問看護費	(1) 看護師が訪問看護を行った場合 ・所要時間が30分未満の場合 5,142円 (451単位/回) ・所要時間が30分以上1時間未満の場合 9,052円 (794単位/回) (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合 ・1回あたり 20分 ※摘要の減算で算定した場合 3,147円 (276単位/回) (例) 当ステーションは通常の40分訪問を行なった場合、1日の訪問回数を2回分(20分×2回)と考える。 276単位×2回分 = 552単位/日 552単位×11.40円 = 6,293円/日 よって、訪問1日分あたり上記の計算となる。	・1日に3回以上訪問看護を行なう場合、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する。 ・1週間に6回を限度に算定する。 ・理学療法士等が利用開始日の月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合1回につき5単位を減算。(※1) ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合、1回につき8単位を減算。 一※1の減算を算定している場合、1回につき15単位をさらに減算 一※1の減算を算定していない場合、1回につき5単位を減算
※サービス提供体制強化加算	1回につき6単位 ※療法士によるリハビリ20分・看護師訪問1回の利用に対して各6単位	

【医療保険】

◆身体障害者手帳および厚生労働大臣が定める疾病等(多発性硬化症、脊髄小脳変性症等)においては、利用者様負担が変わりますのでお問い合わせください。

◆国民健康保険、社会保険加入の方は総費用の3割負担となります。

◆高齢受給者、老人保健受給者加入の方は総費用の1割負担(但し、一定以上の所得がある方は3割負担となります。)

種別	利用料金	摘要
訪問看護管理療養費(基本)	週3回までの訪問の場合 5,550円 週4回以上の訪問の場合 6,550円	・日曜日及び祝日を除く
複数回訪問	(1) 1日2回目訪問の場合 4,500円 (2) 1日3回目訪問の場合 8,000円	訪問看護管理療養費(1)又は(2)の単位に複数回訪問(1)又は(2)の単位を加算
管理療養費	(1) 初日 7,670円 (2) 2日目から12日目まで 3,000円	
複数名訪問看護加算	(1) 看護師が看護師、保健師等と訪問した場合 4,500円 (2) 看護師が看護助手と同時に訪問した場合 3,000円	利用者の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑更衣、器物破損更衣等により、1人での訪問看護が困難と認められる場合
精神科訪問看護基本療養費(基本)	週3回までの訪問の場合 30分以上の場合 5,550円 30分未満の場合 4,250円 週4回以上の訪問の場合 30分以上の場合 6,550円 30分未満の場合 5,100円	・日曜日及び祝日を除く
複数名精神科訪問看護加算	1日1回訪問した場合 4,500円 1日2回訪問した場合 9,000円 1日3回訪問した場合 14,500円	保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合
ベースアップ評価料(1)	780円	訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)を算定する利用者1人につき月に1回まで
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	算定回数は月に1回までを上限

【自費利用およびその他の費用】

自費利用の場合は、介護保険利用料金10割負担となります。

※介護保険の加算についても、同様に10割負担となります

種別	利用料金	摘要
訪問看護費	(1) 看護師が訪問看護を行なった場合 ・所要時間が30分未満の場合 5,370円 (471単位/回) ・所要時間が30分以上1時間未満の場合 9,383円 (823単位/回) ・所要時間が1時間以上1時間30分未満の場合 12,860円 (1,128単位/回) (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行なった場合 ・1回あたり 20分 (※1) 3,261円 (286単位/回)	・自費利用の場合は、介護保険料金の10割負担 (※1) 1日当たりの金額は、上記介護保険の訪問看護費の欄を参照
介護予防訪問看護費	(1) 看護師が訪問看護を行なった場合 ・所要時間が30分未満の場合 5,142円 (451単位/回) ・所要時間が30分以上1時間未満の場合 9,052円 (794単位/回) ・所要時間が1時間以上1時間30分未満の場合 12,426円 (1,090単位/回) (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行なった場合 ・1回あたり 20分 (※1) 3,147円 (276単位/回)	※上記訪問看護費と同じ

※上記料金につきましては、目安の金額になります。